

アメリカの同性婚と日本人のアメリカ移住

世界規模で動きつつある「同性婚」事情。縁遠い日本にいても「何がどう変わる」のかも分かりずらいところ。そこで今回はアメリカの永住権の取得手続きやビジネスにおける法律のエキスパートにその実態を教えていただくことにしました。

文・写真/Kyoko Murase (HIVIKI LLC) 企画・構成/中村よしはる

アメリカの同性婚の経緯

2 012年12月、アメリカ合衆国の最高裁判所で同性婚が可決され、連邦政府管轄の結婚法の改善がなされたことにより、税や社会保障、移民局などでも大幅な改善が行なわれました。現在のアメリカでは19州と首都ワシントンD.C.のあるコロンビア特別区が州レベルでも同性婚を認めており、州から正式な「結婚証明書 (Marriage License/ Marriage Certificate)」を発行しています。アメリカ人配偶者と日本人のカップルの国際結婚においても、配偶者である外国人は結婚ベースでアメリカの永住権を取得することが可能です。

この同性婚の流れは2006年にLGBT



サンフランシスコのプライドパレードの様子 (2014年)

しいようですので、アメリカ人のパートナーがそのような申し出をする場合や、前述の永住権保持者からの分配問題などは、専門家に相談することをお勧めいたします。

ところで、日本人が永住権取得・アメリカ移住・滞在をするにはほかにどのような方法があるのでしょか。

日本とアメリカの友好関係においての大きな特典は「ビザ免除プログラム (Visa Waiver program)」です。日本のパスポートを持っている限り90日以内の滞在ではビザの取得が免除されています。しかし90日以上長期滞在を希望する場合に必要となります。日本から移住を考えている場合には、永住権の取得を視野に入れた渡米計画をお勧めします。

の権利の擁護と国際人権法確立を目的とした「モンテリオール宣言」をきっかけに「性的指向による差別の撤廃」や「社会参加の観点から同性婚や登録パートナーシップ制度の必要性と改善」、そしてヨーロッパ諸国でも同性婚を認める動きが広がり、アメリカでも2010年ごろから法改正の準備や来るべき最高裁判判のために、世論を動かすための運動が行なわれ今日に至りました。

世界ではまだまだ同性婚を否定的に見る国や地域や団体も多く存在しますが、そもそも国家の要となる法律の「結婚」という定義を従来の「家族とは男と女の結びつき」という定義から「男と女、または同性の結びつき」と改定すること自体がとてつもない画期的で、多くの人々の理解や力があってこそその動きです。同性婚やLGBTの人権に対する事柄は、アメリカでも世界でも始まったばかりといえるでしょう。



ハッピーパールのゲイカップル。画になるね。

同性婚以前のLGBT事情では、移住方法は「留学生として渡米」↓「どこかの企業から就労ベースのビザ取得」↓「永住権申請・取得」または「アメリカで現地採用または日本からの派遣社員として就労ベースのビザ取得」↓「渡米」↓「永住権申請・取得」が一般的でした。しかし、実際の長期渡米用のビザにも様々なタイプがあります。例えば「サイラム・ステータス (永住権)」、婚約者ビザ (永住権)、「留学生ビザ、就労ビザ (インターン、研修、技術職、ジャーナリズム、芸術家、投資家、貿易関係、管理職など)」と多岐に渡ります。また、これら各種のステータスやビザは最終的に永住権へ変更可能なものとそうでないものがあります。そして、各種の滞在期間も異なりますので、ご自身がどういうステップで渡米をして、その後どういう流れで最終的に永住権へ切り替えるのかを予め計画されるとビザ問題に翻弄されない生活を送れると思います。

西海岸のLGBT事情

アメリカでは大都市を中心に「LGBTセンター」や「LGBTビジネス関連サポートセンター」などが大きなネットワークを形成しています。LGBTセンターでは主に無料または低価格でLGBTの人々に対して専門的な医療サポートやその他の支援を行なっています。HIV検査やマイノリティ問題で苦しむ人々のカウンセリングや治療なども広く一般に認知されています。ビジネス関連サポートセンターではLGBTの人々を中心とした「ビジネス・企業」とその他の企業を結びつけ発展させるためのサポートを行なっています。例えば「三菱東京UFJ銀行系列のアメリカでの日系大手銀行も同センターのパートナーとして支援しています。また、大学もLGBTに対するサポート活動が盛んです。全てのサポートは一般の人々にも広く開放されています。アメリカでは日

同性婚で得られるもの

てアメリカで実際に同性婚をしたらどんな生活でどんな権利が付与されるのでしょうか？ もちろんまず挙げられるのは、なんと言っても配偶者への特典としての社会保障 (医療保険や自動車保険、生命保険など) や、税制の配偶者控除が大きいのではないのでしょうか？ というのも、同性婚が認められていなかった時代、カップル同士がそれぞれに保険を「シングル」として申請しなくてはなりません。しかし同性婚が認められたことにより「家族」としての特典が適用され、共働きの家族でもどちらかの保険に入れば、一方が休職中になってもお互いカバーできるので、「シングル」扱いより安定します。また税金面でも「シングル」よりも「ファミリー」のほうが税金の特典が大きいことは日本も同様ですが、将来を見据えて暮らしていく上で多大なメリットのひとつといえるでしょう。

日本人が国際結婚をした場合も、配偶者である日本人に、パートナーから永住権を申請してもらうことが可能です。従来のLGBTの日本人はアメリカに滞在するために留学生として渡米をしたり、企業で働いてビザサポートをしてもらって永住権を獲得したりと、パートナーと長く連れ添っていたとしても、自分たちで「ビザ」永住権の道を模索するしかありませんでした。

同性婚と永住権

ここで日本の方々にはあまりよく知られていない国際結婚のママ知識を少しご説明いたします。日本にいてアメリカ人は誰でも「アメリカ人」に思われるかもしれませんが、実は「アメリカ市民」と「アメリカの永住権保持者」の2種類があります。国際結婚においては「アメリカ市民」と「日本人の配偶者」と「アメリカ永住権保持者」というものがあります。アメリカでLGBTにフレンドリーな大都市はロサンゼルス (以下、LA) やサンフランシスコ (以下、SF) などが挙げられますが、SFはゲイが集まり発展させた街として有名です。現在も多くのLGBTの人々がカストロ・ストリートを中心に生活し、ストリートにはレインボーフラッグがひらめいています。中心部の広場には大きなレインボーフラッグが掲げられLGBTの象徴として全米に君臨しています。SF近郊には有名大学がいくつか点在しますが、教授たち自身もLGBTとして、人権擁護、歴史、文化、教育など自らLGBT問題に向き合い教壇に立ち、人権問題への取り組み活動が活発です。

リーガルサポート

一方LAは多くのセレブやスターが集まる背景から、裕福層やLGBTのスターたちの寄付金が多く、SFよりも医療の面で一般的な負担が軽いのが特徴です。もちろんLAはSFに比べて土地が広いのでLGBTのコミュニティが点在しています。レインボーストリートは立地条件のいい一等地として発展し一般の人々も多く住んでいます。



ロサンゼルスにあるLGBTセンター

と日本人の配偶者と結婚し2種類の可能性があります。どちらの状況でも、配偶者からアメリカの永住権を分けてもらうことが可能ですが、結婚ベースの永住権申請はアメリカ市民とのプロセスのほうが、永住権保持者とのプロセスよりも早いです。また、永住権保持者が過去に永住権を取得した理由 (仕事ベースやアメリカの永住権抽選など) によっては、その人が市民になるまで配偶者に永住権を分けてあげられない場合もあります。

また「結婚」というスタイルについては、日本の「結婚」と世界の「結婚」の概念は必ずしも同じではありませんので、相手が正式に結婚せず「パートナー」として正式登録 (ドメスティック・パートナーシップ) を希望する場合もあります。アメリカではこの「事実婚スタイル」を正式に認めている州ではカッパルとして社会保障も認められますが、そのなかでも依然同性婚に対する法整備が整っていない州もあります。移民局でも扱いは難

どの「滞在・移民法に関するリーガルサポート」や「ビジネスコンサルタント・起業・アメリカ会計業務」など総合的な支援を行なっています。経験豊富な移民弁護士と提携し、申請書類作成サポート、日本の文化や顧客の目標をアメリカの弁護士に伝える架け橋として、移民局審査官との面接準備、翻訳サポートには数多くの経験を踏まえております。

近年お客様ニーズに応え、LGBTの方々へのアメリカ支援を行なっております。日本からの移住希望者やビザの模索、または日本を拠点としつつもアメリカを視野に入れたビジネス展開 (投資家や経営・会計・ビジネスコンサルタント) や、アメリカの投資・不動産投資などご相談ください。LGBTのお客様を前提に専門スタッフをそろえております。アメリカのLGBTコミュニティやサポート、それぞれの都市環境をご理解いただけるようなツアーも企画しており、同性婚ツアーはLGBT擁護に優れた結婚式場を準備し、皆様の思い出に残る結婚式 (アメリカの正式な結婚証明書付き) を手配しておりますので、ご検討中の方はぜひ一度ご連絡ください。

本社・ロサンゼルス
HIVIKI LLC

同性結婚式、アメリカLGBTツアーについて
<http://www.LGBTdream.com/>
アメリカ移住、投資、ビジネスについて
<http://www.LGBTstatus.com/>

お問合せ / IP電話: 050-5534-5876
(アメリカに直接転送されます)
営業時間 / 日本時間 10:00~16:00
Email / info@HIVIKI.com

※広告181ページも合わせて御覧ください